

# 工事検査における指摘事項等について

令和4年度

令和4年度工事検査における受注者に対する主な指摘事項は、次のとおりです。  
今後の施工管理等の参考にしてください。

## 指 摘 事 例

### (1) 施工計画書について

- ① 現場組織表には、社内検査員を記載すること。
- ② 品質管理体制を記載し品質管理者の役割を明記すること。
- ③ 施工体系図を添付すること。
- ④ 施工方法及び管理の内容を記載すること。（管路土工の安定処理、ボックスカルバートの接続、マンホール等の内蓋や外蓋の離隔）
- ⑤ 下水道工事の組立マンホール据付、マンホールブロック接続部施工、管材料等の接合について記載すること。
- ⑥ 必要な作業主任者は、施工計画書及び作業要領書に記載すること。
- ⑦ 施工条件書に記載の路床現場密度試験は、施工計画書に明記し、実施すること。
- ⑧ ポリエチレン管の布設（下水道圧送管）にあたり、融着接合の施工方法について融着時間、接合部差し込み長さ、必要な施工資格を記載すること。
- ⑨ ポリエチレン管（下水道圧送管）水圧試験は、写真管理項目に記載すること。また、報告書を作成すること。
- ⑩ 施工要領の漏れが無いように記載すること。
- ⑪ 出来形管理、品質管理、段階確認について記載すること。また、出来形管理、品質管理は、明確な根拠を基に、管理する対象項目、管理値を施工計画書に記載すること。また、段階確認項目は、具体的に記載すること。
- ⑫ 機器等の据付位置に関する出来形管理項目も、漏れが無いように記載すること。
- ⑬ 機器等の各種試験に関する品質管理項目も、漏れが無いように記載すること。
- ⑭ 配管、電線管の据付に関する出来形管理項目も、漏れが無いように記載すること。
- ⑮ 工場製作機器の工場製作期間における施工管理（出来形や品質など）を記載すること。
- ⑯ 下水道工事の安全管理、酸素欠乏等危険作業防止対策は、酸素・硫化水素濃度測定とともに、強制換気についても記入し、実施すること。
- ⑰ 施工内容に変更があった場合は、速やかに施工計画書を変更すること。
- ⑱ 最終版は、変更内容をすべて反映したものを提出すること。

## (2) 施工体制台帳について

- ① 施工体系図には、下請1次、2次、及び工事内容の記載をすること。
- ② 添付書類として、注文書、注文請書、契約書（各写し）、作業員名簿を提出すること。また、添付書類の不足、落丁、未記入に注意すること。その際、両面コピーする場合は、裏面も確認すること。
- ③ 現場に入場する作業員は、すべて作業員名簿に記載すること。その際、作業員名簿は、新しい様式を使用し、日付の記入欄や確認印があるものは、確実に記入・押印を確認すること。また、入場年月日、受け入れ教育実施年月日についても記入すること。
- ④ クレーン作業、生コン圧送・打設作業、アスファルト舗装切断作業については下請契約となるので、施工体系図、施工体制台帳を整備すること。

## (3) 施工管理について

- ① 竣工図等の施工管理資料の作成にあたっては、実測値をよく確認し、誤記に注意して作成すること。
- ② 出来形管理は、施工計画書に記載した社内規格値で実施すること。また、管理図表に実測値を記入し、誤記や項目の漏れがないように注意すること。
- ③ 水道管布設工事の弁栓類・鉄蓋据付工は、水道管布設工事施工管理基準に記載のとおり出来形管理図を作成すること。
- ④ アスファルト舗装工（下層路盤、上層路盤）の現場密度試験については、発注仕様書に記載されている施工管理基準に基づいて施工管理すること。また、現場密度試験報告書は、材料の規格値をよく確認して作成すること。
- ⑤ 施工条件書に記載されている路床の現場密度試験は、施工計画書に記載し、実施すること。
- ⑥ 埋め戻し土の土質試験報告書には、埋戻し土に適するか否かの判定結果、適する場合の管理基準を記載すること。
- ⑦ コンクリート強度試験は、写真だけでなく報告書も添付すること。
- ⑧ アスファルト舗装工について、写真も含め、温度管理資料を作成すること。その際、解放温度の管理もすること。
- ⑨ 水道管工事は、水道管布設工事施工管理基準に基づき管理すること。
- ⑩ ヒューム管等現場に搬入する場合は、地面との間に栈木等を敷くこと。
- ⑪ 設計図に記載のある据付位置は、漏れなく出来形の管理を行うこと。
- ⑫ 出来形の確認は、正確な施工図を基に行うこと。
- ⑬ 水道管工事の施工管理は、水道管布設工事共通仕様書及び水道管布設工事施工管理基準に基づき行うこと。
- ⑭ 土留め矢板の点検表を提出すること。
- ⑮ 生コン出荷証明書、伝票集計表は、伝票との整合性をよく確認すること。
- ⑯ 新設水道管と既設地下埋設物との離隔が30cm以上保持できない場合は、水道

管布設工事共通仕様書に記載のとおり監督職員と協議して施工すること。

- ⑰ 水道管の仕切弁室設置において、弁操作に支障が生じる場合は事前に監督職員と協議すること。
- ⑱ ダクタイト鉄管布設時に1点吊りの施工があったが、「ダクタイト鉄管布設工事標準マニュアル」に記載のとおり、ナイロンスリングによる2点吊りを原則として、管の重心の位置に注意すること。
- ⑲ 施工計画書に記載した施工管理方法（下げ振り、水平器、基準線からの離れなど）により管理すること。
- ⑳ 実施工程表を作成し完成資料に添付すること。
- ㉑ 路盤の品質管理（プルフローリング）の実施状況を確認する資料を添付すること。
- ㉒ 追加の材料についても、材料承認願いを提出すること。
- ㉓ 社内検査を行い、報告書を作成すること。
- ㉔ 下請け工事について、下請会社の自主検査表だけでなく、引取り検査を行い書面に記録し提出すること。その際、日付を記入すること。

#### （4）工事記録写真について

- ① 施工計画書記載の下記の項目についても写真管理基準に基づき撮影をすること。
  - ・マンホールブロック接続部施工状況
  - ・下水道管渠のVU、VP管接着接合施工状況
  - ・マンホール直壁及び底版の水平器確認
  - ・舗装工のアスファルト温度管理
  - ・立坑内作業時の強制換気状況
- ② 材料保管状況の確認できる写真を添付すること。
- ③ 測点が必要な場合は、黒板、工事写真記載欄に記載すること。その際、測点の誤記入に注意すること。
- ④ 撮影箇所によっては適直接写をするなど撮影の意図を意識すること。
- ⑤ 逆光、ピント不良に気を付けて撮影すること。また、スケールの数値が読めるよう、スケールの当て方、撮影の向きについても適切な方法をとること。
- ⑥ 材料検収の写真は、検査品目を漏らさず撮影すること。また、寸法や納品数量のわかるように撮影すること。
- ⑦ 産業廃棄物運搬車両の許可番号写真は、左右両面を撮影すること。また、車両ナンバーについても撮影すること。
- ⑧ CB塀の復旧工事は、必要な補強筋の施工状況を記録すること。
- ⑨ 下水道工事において、先行管施工の検尺を記録すること。
- ⑩ 出来形の検尺は、スケール端を対象に確実に当てて正確に計測すること。
- ⑪ 埋め戻しは、巻出し厚さ20cm以下で転圧し、写真に記録すること。
- ⑫ 着手前、完成の写真は、撮影箇所を黒板、写真帳備考欄に明記すること。
- ⑬ 水道管の不断水工事を施工する場合は、割丁字管の水圧試験の写真管理を行

うこと。

- ⑭ 産業廃棄物の写真は現地での「積み込み状況」の写真も添付すること。また、運搬者のナンバーがわかる写真を添付すること。

#### (5) 安全管理について

- ① 酸素欠乏等危険作業防止対策の実施にあたっては、酸素濃度測定だけでなく、硫化水素濃度測定も行うこと。また、記録表を作成すること。その際には、測定場所、測定箇所等を明記すること。
- ② 酸素欠乏等危険作業防止対策の実施にあたっては、酸素・硫化水素濃度測定とともに、強制換気を実施すること。
- ③ 新規入場者受入教育アンケート（個人票）は、全ての下請負人の個人票を提出すること。また、当初の作業員名簿に記載がない新規入場者は、追加して記載すること。
- ④ アスファルト舗装、路盤工でのプレートコンパクター操作は片手作業をしないこと。
- ⑤ 使用機械は、全て日常点検を行い、点検表を作成すること。

#### (6) その他

- ① 精度が必要な工具、機器については、作業前の校正証明書を提出すること。また、型式・管理番号がわかる写真や管理記録等を提出すること。
- ② 各種の許可書の期限や、工事保険の補償期間が工期内に満了を迎える場合は、更新したものを再提出すること。
- ③ 工事材料使用承諾願提出の際は、材料の規格、使用箇所等の誤記入に注意すること。
- ④ 事前家屋調査報告書には、調査承諾書を添付すること。また、井戸の調査欄がある場合は有無を記入すること。
- ⑤ 工事現場で使用する発電機の出力が10KW以上の場合は、産業保安本部監督部へ電気主任技術者の選任、保安規定及び工事計画の届出をすること。
- ⑥ 再資源化報告書の数量は、再資源化実施書や計量伝票の重量と照合すること。
- ⑦ ポンプの現場能力確認の合否判定は、発注仕様の他に製作時の性能試験結果等により総合的に行うこと。
- ⑧ 竣工図は、水道管布設工事共通仕様書のとおり作成すること。
- ⑨ 図面、書類などは記載ミスによる修正がないよう精査して作成し提出すること。
- ⑩ 段階確認等の現場確認を行う場合は、正確な資料を準備して適正に行うこと。
- ⑪ レディーミクストコンクリート配合の変更がある場合は、変更分の配合計画書も提出すること。
- ⑫ ろ過砂や支持床石についても、工事材料使用承諾願を提出すること。

- ⑬ 書類の提出時に、様式の見切れ（印刷範囲からの外れ）なども注意すること。
- ⑭ 各施工段階の立会書には、当日の確認内容、確認項目が分かる資料を添付すること。
- ⑮ 接地種別が複数ある場合は、接地種別が区別できるマークチューブ等を接地線に取り付けること。
- ⑯ 設計数量の変更は口頭ではなく書類（工事打合せ簿等）にて行うこと。

以上